

犯罪被害者等施策の推進状況について

令和6年2月8日
警察庁

1 国家公安委員会への総合調整権限の付与

令和5年10月1日から、国家公安委員会が、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行う（令和5年9月26日閣議決定）

2 犯罪被害者等施策推進課の新設

令和5年10月1日、長官官房に犯罪被害者等施策推進課を新設

3 関係府省庁連絡会議・WGの設置、開催

推進会議決定を受け、施策の点検・検証・評価のため、新たに関係府省庁連絡会議・WGを設置、開催

関係府省庁連絡会議

【所掌事務】

- 犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価
- 犯罪被害者等施策推進に当たっての関係府省庁間の緊密な連携・協力の確保

【組織】

議長：**国家公安委員会委員長**

構成員：関係行政機関の局長級職員

警察庁・内閣府・子ども家庭庁・総務省・法務省・
文部科学省・厚生労働省・国土交通省

ワーキンググループ

議長：**警察庁長官官房審議官**

構成員：関係行政機関の課長級職員

【開催状況】

関係府省庁連絡会議

- 第1回：令和5年7月20日
- 第2回：令和6年1月17日

ワーキンググループ

- 第1回：令和5年9月29日
- 第2回：令和5年12月8日

【主な議事】

- ・ 推進会議決定に基づく取組の進捗状況
- ・ 第4次基本計画に基づく施策の進捗状況 等

1 有識者検討会のテーマ

犯罪被害給付制度について、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げに関して検討を行う。

検討の進め方として、テーマを以下の2つに分けて議論を進めている。

- ① 現行制度の性格を前提とした見直し
- ② 制度の性格と共に検討が必要な事柄

2 現行制度の性格を前提とした見直しに関する議論の状況

課題

- 収入がある被害者と比べて、幼い子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない。
- 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない。

犯罪被害給付制度の見直し骨子

I 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ

遺族給付金の支給額について、他の公的給付を参考に、一定の水準まで一律に最低額を引き上げる。

II 遺族給付金の支給額の増額

Iの引上げに加え、配偶者、子又は父母に対する遺族給付金について増額を行う。

III 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

3 制度の性格と共に検討することが必要な事柄に関する議論の状況

【これまでの主な議論】

- 犯罪被害者への給付の支給水準については、民事訴訟における損害賠償があるべき姿ではないか。犯罪被害者が実際に損害賠償を十分に受けることができていない中で、損害賠償額と給付額の差はできるだけ小さくするべきではないか。
- 他の公的給付の算定方法や支給水準との均衡・調和にとらわれることなく、給付基礎額、倍数又は係数を見直すことで、給付額を引き上げることができないか。
- 犯罪被害について第一義的責任を負うのは加害者であることを踏まえた議論が必要ではないか。
- 民事訴訟の損害賠償並みの支給を目指す場合、犯罪被害給付制度の下で対応が可能なのか。
- 民事の損害賠償の第一次的な責任が加害者にあることも考えると、犯罪被害給付制度の枠内で民事の損害賠償額を目標とした制度とすることができるのか。新制度の創設が必要なのではないか。
- 犯罪被害給付制度は掛金や保険金を前提としておらず、社会保障制度そのものではない。制度の趣旨を踏まえた議論が必要なのではないか。
- 税金を財源とする以上、他の公的給付と整合的なものでなければならないのではないか。他の制度よりも高い水準にする場合には、その必要性や根拠が必要となるのではないか。

⇒ 犯罪被害給付制度に限らず、制度趣旨や財源、加害者の責任や他の制度との関係等の論点について有識者検討会で議論中

犯罪被害者等施策の一層の推進について

(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定) (抄)

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

犯罪被害者等施策推進会議決定を受け、以下の点などを各都道府県警察に指示

- 犯罪被害者等給付金の支給に係る申請がなされた事案について、速やかに裁定できる場合を除き、全ての事案について仮給付を検討すること

なお、仮給付の支給決定を複数回行うことが可能であることから、犯罪被害者等からの申告や調査の結果を踏まえ、継続的に仮給付の検討を行うこと

- 犯罪被害者等給付金の支給に係る申請が想定される事案については、事前に調査のための準備を進めるとともに、申請がなされた場合は早期に調査を行うこと

また、捜査部門への照会を行うに当たっては、犯罪被害の概要や不支給事由の有無等、仮給付のために必要な内容に限った照会を先んじて行うなど、照会の内容・方法を工夫すること

- ⇒ ○ 本部長等に対する会議での指示や各都道府県警察に対する直接指導を実施
○ 通達の発出前後の5か月間で比較して、11件から20件に増加

1 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

犯罪被害者等施策の総合的な推進に資するため、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課室長等を対象として、有識者による講演、最新の情報提供、意見交換等を行う会議を開催（年1回開催）

令和5年度実施内容（令和5年5月24日開催）

- 有識者による講演
「被害者支援都民センターにおける精神的支援と自治体との連携」
- 関係府省庁からの報告
- 地方公共団体間の意見交換会

【検討テーマ】

- ・ 総合的対応窓口の充実
- ・ 関係機関・団体等との連携を踏まえた支援体制の強化
- ・ 犯罪被害者等支援のための具体的な取組の推進
- ・ 市区町村における犯罪被害者等施策の推進
- ・ 見舞金制度の導入
- ・ 総合的対応窓口の周知促進、広報啓発活動の促進

【事例発表】

- ・ 関係機関・団体等との連携を踏まえた支援体制の強化：神奈川県・横浜市・川崎市
- ・ 見舞金制度の導入：岡山県・岡山市

2 犯罪被害者等施策情報メールマガジン

犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報について、地方公共団体その他の関係機関等に対して、電子メールにより配信（月1回配信）

3 犯罪被害者等施策の総合的推進事業

地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の更なる底上げを図るとともに、多機関連携及び地域間連携を促進し、地域における犯罪被害者等施策を総合的に推進するための事業として、警察庁と都道府県・政令指定都市の共催により犯罪被害者等施策の総合的推進事業を実施（年複数事業実施）

令和5年度実施内容

- 静岡県
「子どもの性暴力被害支援者研修会」
（性犯罪被害者講演、こどもの性暴力に対する基礎知識・対応に関する講演、グループワーク等）
- 鳥取県
「犯罪被害者等支援者の能力向上を図る研修会」
（犯罪被害者御遺族講演、地方公共団体における必要な取組・犯罪被害者等に寄り添う支援に関する講演、グループワーク等）
- 島根県
「犯罪被害者等支援に関する研修会」
（犯罪被害者御遺族講演、早期の関わり・多機関連携による途切れない支援に関する講演、グループワーク等）
- 長崎県
「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」
（犯罪被害者御遺族講演、地方公共団体における支援のあり方に関する講演、グループワーク等）
- 宮崎県
「犯罪被害者等支援施策に関する市町村職員研修」
（犯罪被害者御遺族講演、地方公共団体における支援の役割・多機関連携に関する講演、グループワーク等）

4 犯罪被害者等施策講演会

犯罪被害者等や有識者を講師として、地方公共団体の職員等を対象とした講演会を開催（年1回開催）

※令和6年3月14日開催予定

条例の制定、見舞金制度の導入及び専門職の配置状況

100%	30%～49%
50%～99%	1%～29%

令和5年4月1日現在

地方公共 団体名	市区町村数	条例の制定状況				見舞金制度の導入状況		専門職の配置状況	
		都道府県		市区町村		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
		条例の 制定数	うち 特化条例等	条例の 制定数	うち 特化条例等				
北海道	179	○	○	178	15	—	7	○	10
青森	40	○	○	7	7	—	6	—	1
岩手	33	○	—	0	0	—	0	—	4
宮城	35	○	○	34	34	—	34	—	3
秋田	25	○	○	25	25	—	25	—	0
山形	35	○	○	8	8	—	6	—	0
福島	59	○	○	17	17	□	21	—	7
茨城	44	○	○	13	3	—	3	—	2
栃木	25	○	○	25	25	○	25	—	0
群馬	35	○	○	9	9	—	9	—	0
埼玉	63	○	○	35	34	—	30	○	2
千葉	54	○	○	8	6	○	8	—	0
東京	62	○	○	5	5	○	1	○	6
神奈川	33	○	○	9	8	—	9	○	4
新潟	30	○	○	23	13	□	23	—	0
富山	15	○	○	1	0	—	1	—	0
石川	19	○	○	17	8	—	19	—	0
福井	17	○	○	2	1	○	1	—	0
山梨	27	○	○	10	1	—	1	—	0
長野	77	○	○	6	6	○	6	○	7
岐阜	42	○	○	42	42	○	42	—	2
静岡	35	○	○	27	26	—	26	—	1
愛知	54	○	○	10	3	○	5	—	1
三重	29	○	○	24	24	○	26	—	0
滋賀	19	○	○	19	17	—	19	○	2
京都	26	○	○	26	26	—	26	○	1
大阪	43	○	○	11	8	—	14	—	6
兵庫	41	○	○	41	41	—	41	—	2
奈良	39	○	○	39	39	—	39	—	2
和歌山	30	○	○	20	20	—	18	—	3
鳥取	19	○	○	13	13	□	13	—	1
島根	19	○	○	0	0	○	0	—	0
岡山	27	○	○	27	27	○	18	—	6
広島	23	○	○	11	11	—	13	—	0
山口	19	○	○	11	11	—	6	○	1
徳島	24	○	○	1	1	○	1	○	0
香川	17	○	○	0	0	○	0	—	0
愛媛	20	○	○	0	0	○	20	—	1
高知	34	○	○	8	2	○	0	○	0
福岡	60	○	○	18	17	○	17	○	6
佐賀	20	○	○	20	20	—	20	—	1
長崎	21	○	○	21	21	—	21	—	0
熊本	45	○	○	3	1	○	1	—	2
大分	18	○	○	18	18	□	18	—	1
宮崎	26	○	○	6	5	—	6	—	2
鹿児島	43	○	○	3	1	—	0	—	8
沖縄	41	○	○	0	0	—	0	—	6
全国	1741	47	46	851	619	16	645	11	101

※市区町村数には政令指定都市も含む。区は東京都の23区をいう。

※見舞金制度の導入状況の口印は、都道府県において市区町村の見舞金支給に補助を実施している場合を示す。

1 有識者検討会のテーマ

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用に関しても検討を行う。

2 検討会におけるこれまでの議論

① 検討している論点

【体制の構築に関する論点】

- 都道府県レベル・市区町村レベルにおけるワンストップサービスの実現に向けた犯罪被害者等支援体制の在り方
 - ・ 都道府県レベル・市区町村レベルにおける効果的な支援体制（総合的対応窓口等の機能強化方策、行政と民間被害者支援団体等との役割分担や効果的な連携・協力の在り方等）
 - ・ 都道府県レベルと市区町村レベルの間の役割分担や効果的な連携・協力
- 犯罪被害者等支援を円滑に行うためのDX活用方策
- 国による支援の具体的な在り方（人材面・財政面）

【支援の内容に関する論点】

- 都道府県レベル・市区町村レベルにおける犯罪被害者等支援の在り方
 - ・ 都道府県レベル・市区町村レベルにおいて備えておくことが望ましい支援のメニュー
 - ・ 都道府県レベル・市区町村レベルの役割分担や効果的な連携・協力

【推進方策に関する論点】

- 望ましい支援体制・内容を推進するための方策

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する検討

2 検討会におけるこれまでの議論

② 地方における実態の把握

○ 地方公共団体に対するアンケートの実施

全地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村）に対して、

- ・ 犯罪被害者等支援を行う場合の外部機関との連携状況
- ・ 庁内関係部署間の連携状況
- ・ 犯罪被害者等支援における専門職の活用状況
- ・ 民間被害者支援団体との連携状況
- ・ 現在の都道府県、政令指定都市、市区町村における課題 等

について、アンケート調査を実施。

○ 関係機関ヒアリングの実施

各地方ごとに選定した都道府県、政令指定都市、市区町村、都道府県警察本部、民間被害者支援団体（計51機関・団体）を訪問し、

- ・ 関係機関・団体の連携状況
- ・ 支援制度の実施状況 等

について、ヒアリング調査を実施。

⇒ 以上の結果を分析しつつ、地方におけるワンストップサービスの在り方等について有識者検討会で議論中

犯罪被害者等のための制度の拡充等に関する周知 【推進会議決定5】

通知発出一覧

	項目	標題	担当省庁	発出日		項目	標題	担当省庁	発出日
1	医療関係	犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて(再周知)	厚生労働省	6月30日	6	生活関係	犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について	こども家庭庁	6月27日
2		犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)並びに一部負担金の減免又は徴収猶予の取扱いについて	厚生労働省	6月30日	7		「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について(通知)	厚生労働省	7月7日
3	生活関係	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の生活保護制度上の取扱いについて(通知)	厚生労働省	6月30日	8		犯罪被害者等の保護・支援に係る雇用保険制度における適切な対応について	厚生労働省	6月30日
4		犯罪被害者等の公営住宅への入居について	国土交通省	3月24日	9		犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取り扱いについて	厚生労働省	6月30日
5		「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う国民年金制度における申請免除等や障害年金、遺族年金等の周知等について	厚生労働省	6月30日	10		教育関係	第16回犯罪被害者等施策推進会議の決定を踏まえた各種修学支援施策の周知について(通知)	文部科学省
					11	納税関係	犯罪被害者等の保護・支援に係る適切な対応について(指示)	国税庁	6月7日
					12		犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について	総務省	6月14日

1 調査内容

- ① 犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態
- ② 犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等
- ③ 犯罪被害者等が置かれている状況等

2 調査方法

調査モニターを活用したWeb調査により実施

※詳細な調査項目の検討・調査結果の分析等は、外部有識者等から構成される

「企画分析会議」において実施

3 参考

① 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施【施策番号11】

警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。

② 再被害防止のための安全確保方策の検討【施策番号105】

内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の安全確保方策について検討する。

③ 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施【施策番号228】

警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する。

1 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施



【警察庁】令和5年度「犯罪被害者週間」

井上咲楽さんからのメッセージ

31万回視聴 2か月前

- タレントの井上咲楽氏を起用したメッセージ動画を配信
- SNS広告等を活用した広報の実施
- 11月28日に地方大会（山梨県）、12月1日に中央イベント（東京都）を開催
- 各地方公共団体においても、同週間に合わせた広報啓発活動を実施

心をつつむ やさしい支援 とぎれなく

※令和5年度犯罪被害者等支援に関する標語

2 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等



- 犯罪被害者等支援に関する動画「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」を作成
- 同動画は職能団体のみならず、地方公共団体等の犯罪被害者等支援に関わる団体等へ幅広く周知

